

# 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス (混雑緩和プロセス)

## よくある問合せ(FAQ)

2024年12月

電力広域的運営推進機関

# 目次

|                                                                                                                                      |   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 1. 混雑緩和プロセスの概要 .....                                                                                                                 | 1 |
| 1-1. 混雑緩和プロセスとはどのような位置づけのプロセスなのか(何ができるようになるのか。)。 .....                                                                               | 1 |
| 1-2. どのような電源が混雑緩和プロセスの対象となるのか。 .....                                                                                                 | 2 |
| 1-3. どのような系統に混雑緩和プロセスが適用できるのか。 .....                                                                                                 | 2 |
| 1-4. 電源接続案件一括検討プロセスとは異なるのか。 .....                                                                                                    | 2 |
| 1-5. 混雑緩和プロセスにより増強された系統は、混雑が解消するのか(出力制御は発生しないのか。)。 .....                                                                             | 3 |
| 1-6. ノンファーム型接続の契約を有しているが、混雑緩和プロセスに参加して増強費用を負担することで、ファーム型接続へ変更できるのか。あるいは増強費用を負担した系統(設備)においては、ファーム型接続と同様に取扱われ、出力制御を回避することができるのか。 ..... | 3 |
| 1-7. これから系統連系を希望する場合(連系承諾の通知を受けていない場合)も、接続検討や契約申込みの手続きと並行して、混雑緩和プロセスに参加することはできるのか。 .....                                             | 3 |
| 1-8. 混雑緩和プロセスで単独負担での増強は認められるのか。 .....                                                                                                | 3 |
| 2. 事前照会の申込み .....                                                                                                                    | 4 |
| 2-1. 事前照会は無料の手続きだが、省略することはできるのか。 .....                                                                                               | 4 |
| 2-2. 事前照会申込書に記載する内容は、どのような情報に基づき記載すればよいか。 .....                                                                                      | 4 |
| 2-3. ノンファーム型接続を前提とした連系承諾の通知は受けているが、連系開始前であり、出力制御を受けた実績は無いが、事前照会を申込むことはできるか。 .....                                                    | 4 |
| 3. 事前照会の回答 .....                                                                                                                     | 4 |
| 3-1. 事前照会回答で工事費負担金を回答してもらえるか。 .....                                                                                                  | 4 |
| 4. 概要検討の申込み .....                                                                                                                    | 5 |
| 4-1. 概要検討の申込日が、事前照会回答日から2か月以内であれば、概要検討申込みは受付されるのか。 .....                                                                             | 5 |
| 4-2. 事前照会回答で提示された増強工事とは異なる規模での工事を希望したいが、希望を                                                                                          |   |

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 踏まえた概要検討を実施してもらえるか。.....                                                   | 5  |
| 5. 概要検討の回答.....                                                            | 5  |
| 5-1. 概要検討では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。.....                                   | 5  |
| 6. 混雑緩和プロセスの開始申込み.....                                                     | 6  |
| 6-1. 開始申込み日が、概要検討回答日から1か月以内であれば、開始申込みは受付されるのか。.....                        | 6  |
| 6-2. 概要検討回答書で提示される工事費負担金を負担する意思がなければ、開始申込みは行えないのか。.....                    | 6  |
| 6-3. 追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する場合、混雑緩和プロセスの期間はどの程度短縮されるのか。.....                  | 6  |
| 6-4. 負担可能上限額はどのような額を記載すればよいのか。.....                                        | 7  |
| 6-5. 負担可能上限額は変更できるのか。.....                                                 | 7  |
| 7. 追加混雑緩和希望者の募集.....                                                       | 8  |
| 7-1. 概要検討結果に関する情報の提供に関して、希望する場合は依頼できることとなっているが、依頼を省略しても応募はできるのか。.....      | 8  |
| 7-2. 発電地点が公表されている募集エリアに入っていれば、応募できるのか。.....                                | 8  |
| 7-3. 応募の申込日が、公表された募集締切日以内であれば、応募は受付されるのか。.....                             | 8  |
| 7-4. 負担可能上限額はどのような額を記載すればよいのか。.....                                        | 8  |
| 7-5. 負担可能上限額は変更できるのか。.....                                                 | 8  |
| 8. 募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の締結.....                                             | 9  |
| 8-1. 募集結果の通知では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。.....                                | 9  |
| 8-2. 募集結果の通知において、「工事費負担金算定結果」ではなく「辞退扱通知」を受けたが、どういう扱いなのか。.....              | 9  |
| 8-3. 募集結果の通知内容を受け、申告した負担可能上限額以内の工事費負担金ではあるが、混雑緩和プロセスから辞退したい。どうすればよいか。..... | 10 |
| 8-4. 募集結果の通知日から1か月以内に工事費負担金補償契約を締結しなかった場合はどうなるのか。.....                     | 10 |
| 9. 混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答(詳細検討の回答).....                                   | 11 |

|                                                                              |    |
|------------------------------------------------------------------------------|----|
| 9-1. 詳細検討期間が「合意した期間」となり、原則6か月以内とならないのは、どのような場合か。.....                        | 11 |
| 9-2. 詳細検討では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。.....                                     | 11 |
| 9-3. 詳細検討で工事範囲が縮小されるのは、どのようなケースか。.....                                       | 12 |
| 9-4. 詳細検討の結果、所要工期が長期化する場合の具体的な手続きについて知りたい。.....                              | 12 |
| 10. 工事費負担金契約.....                                                            | 13 |
| 10-1. 工事費負担金が高額になった場合、分割払いはできるのか。.....                                       | 13 |
| 11. 混雑緩和プロセスの成否と完了.....                                                      | 13 |
| 11-1. 混雑緩和プロセスが完了した場合、再度のプロセス提起はできるのか。.....                                  | 13 |
| 12. その他.....                                                                 | 14 |
| 12-1. どのような場合、混雑緩和プロセスは中止になるのか。.....                                         | 14 |
| 12-2. 混雑緩和プロセスの中止は誰が判断するのか。.....                                             | 14 |
| 12-3. 電源接続案件一括検討プロセスのように、混雑緩和プロセスが完了するまでは、全ての系統アクセス業務は止まってしまうのか。.....        | 14 |
| 12-4. 混雑緩和プロセスに参加後、途中で辞退することは可能か。辞退する場合、違約金等は発生するか。.....                     | 15 |
| 12-5. 工事費負担金契約に基づき支払った工事費負担金は、工事完了後に実績との差額を精算することになっているが、どのくらい差額が生じるのか。..... | 15 |
| 12-6. 混雑緩和プロセスで増強した設備に系統連系希望者が現れた場合、工事費負担金は精算されるのか。.....                     | 15 |

本資料は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等に関する「よくある問合せ（FAQ）」を取りまとめたものであり、混雑緩和希望者の理解促進を主たる目的としています。具体的な手続等については、「業務規程第96条の2の規定に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続等について（以下「混雑緩和プロセスの手続等」といいます。）」を必ずご確認ください。

なお、本資料で使用する用語は特に定義しない限り、電気事業法並びに電力広域的運営推進機関の定款、業務規程、送配電等業務指針及び混雑緩和プロセスの手続等における用語と同一の意味を有するものとします。

## 1. 混雑緩和プロセスの概要

### 1-1. 混雑緩和プロセスとはどのような位置づけのプロセスなのか（何ができるようになるのか。）。

- 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（以下、「混雑緩和プロセス」といいます。）は、これまで国や本機関が検討・導入してきた仕組みの一部を補完するプロセスになります。過去、再エネの大量導入による系統増強工事の大規模化や長期化により、系統アクセスにおける発電事業者の負担が大きくなるなど再エネ拡大の課題となりました。これを解消するため、系統増強をせずに接続できるノンファーム型接続を2021年1月以降順次導入しています（ローカル系統については2023年4月以降）。これにより、発電事業者は系統アクセス時の系統増強を回避でき、系統増強は原則一般送配電事業者が費用便益評価を行い、判断・実施する仕組みに移行しています。
- 今般の混雑緩和プロセスは、費用便益評価の結果、増強とならない系統において、原則外への対応として、発電事業者が費用負担することを前提に実施する仕組みとして導入するものです。このため本来、多くの活用が見込まれるものではない点について制度主旨ご理解ください。  
(参考)再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(第52回、資料2)  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/052\\_02\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/052_02_00.pdf)
- 混雑緩和プロセスにより、費用便益評価(B/C)が1を下回り一般送配電事業者及び配電事業者による増強判断がなされなかったローカル系統に対して、混雑緩和を希望する発電事業者の提起により系統増強を実施することができます。

### 1-2. どのような電源が混雑緩和プロセスの対象となるのか。

- 混雑緩和プロセスに参加できる電源（申込み又は応募ができる電源）は、ローカル系統又は高圧以上の配電系統に連系している電源のうち、ノンファーム型接続の契約を有する電源（ノンファーム型接続を前提とした連系承諾の通知を受けている未連系の電源を含む。）となります。
- 未連系の電源で連系承諾の通知を受けていない場合は、混雑緩和プロセスに参加できません。

### 1-3. どのような系統に混雑緩和プロセスが適用できるのか。

- 混雑緩和プロセス適用可能系統は、混雑実績（ローカル系統の混雑管理方法による出力制御実績）のあるローカル系統となります（混雑実績が無い場合、混雑緩和プロセスは適用できません。）。
- ノンファーム型接続が適用されない、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備や、アクセス線（発電設備等の設置場所から既設送電系統の連系点までの間に設置する設備）については、混雑緩和プロセスは適用できません。

### 1-4. 電源接続案件一括検討プロセスとは異なるのか。

- 電源接続案件一括検討プロセス（以下「一括検討」といいます。）は、ノンファーム型接続が適用されない設備（原則、配電用変圧器及び特別高圧の配電設備）に関して、系統連系希望者が、発電設備等を送電系統に連系等するにあたり増強が必要となる場合に、連系等を希望する系統連系希望者を募り、増強工事費を共同負担することにより、効率的な系統整備を図ることを目的とした手続きとなります。

（参考）発電設備等系統アクセスの流れ

[https://www.occto.or.jp/access/kentou/access\\_process.html](https://www.occto.or.jp/access/kentou/access_process.html)

- ローカルノンファームの導入により、新規の系統接続に係る手続き（接続検討や契約申込み）については、ローカル系統の増強を待つことなく、系統への接続が可能となっているため、ノンファーム型接続が適用されたローカル系統の設備を対象とする混雑緩和プロセスは、新規の系統接続とは切り離れたスキームとなります。ノンファーム型接続が適用されたローカル系統の設備に対して、混雑緩和を希望する発電事業者の提起により、増強対象区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることを基本としています。

1－5. 混雑緩和プロセスにより増強された系統は、混雑が解消するのか(出力制御は発生しないのか。)

- 混雑緩和プロセスでは、一般送配電事業者及び配電事業者が検討した複数案の中から、費用便益評価(B/C)がより高い増強規模(スペック)・増強区間を選定することが基本となります。増強により混雑は緩和されますが、必ずしも混雑を解消するための(出力制御が発生しない)増強規模が選定されるものではありません。

1－6. ノンファーム型接続の契約を有しているが、混雑緩和プロセスに参加して増強費用を負担することで、ファーム型接続へ変更できるのか。あるいは増強費用を負担した系統(設備)においては、ファーム型接続と同様に取扱われ、出力制御を回避することができるのか。

- 混雑緩和プロセスに参加した電源(混雑緩和プロセスによる増強工事の費用負担をした電源)であっても、当該混雑緩和プロセスによる増強前後で、ノンファーム型接続の扱いや、出力制御ルールにおける取扱いなどの変更は生じません。

1－7. これから系統連系を希望する場合(連系承諾の通知を受けていない場合)も、接続検討や契約申込みの手続きと並行して、混雑緩和プロセスに参加することはできるのか。

- 未連系の電源で連系承諾の通知を受けていない場合は、混雑緩和プロセスに参加(申込み又は応募)できません。

1－8. 混雑緩和プロセスで単独負担での増強は認められるのか。

- 増強対象区間に連系する追加混雑緩和希望者を募り、増強工事を進めることが基本となりますが、開始申込時に追加混雑緩和希望者の募集手続きの省略を申告することで、単独負担で混雑緩和プロセスによる増強工事を進めることができます。

## 2. 事前照会の申込み

### 2-1. 事前照会は無料の手続きだが、省略することはできるのか。

- 概要検討の申込みに先立ち、事前照会の申込みを行う必要があるため、省略できません。

### 2-2. 事前照会申込書に記載する内容は、どのような情報に基づき記載すればよいか。

- 連系承諾時の契約申込回答書の内容や、一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイト上で公開している情報等に基づき記載してください。公表情報の参照例については、混雑緩和プロセスの手続等の別紙2「事前照会申込みに当たっての混雑状況の把握（公表情報の参照例）」をご確認ください。

### 2-3. ノンファーム型接続を前提とした連系承諾の通知は受けているが、連系開始前であり、出力制御を受けた実績は無いが、事前照会を申込みすることはできるか。

- 連系開始前であっても連系承諾の通知を受けている電源であれば、連系済みの電源と同様の扱いとなります。連系先となる送電系統において、混雑実績（ローカル系統の混雑管理方法による出力制御の実績）があれば、事前照会を申込みことができます。
- なお、混雑実績（ローカル系統の混雑管理方法による出力制御の実績）については、実績に応じて一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイトにて順次公開されます。一般送配電事業者及び配電事業者のウェブサイトをご確認ください。

## 3. 事前照会の回答

### 3-1. 事前照会回答で工事費負担金を回答してもらえるか。

- 事前照会においては、簡易に検討した系統増強工事の概要（標準的な単価や過去の類似案件を踏まえた算定等を含む）が回答されます。詳細な工事内容や概算工事費、工事費負担金概算、所要工期については、概要検討において検討され、回答されます。

## 4. 概要検討の申込み

4-1. 概要検討の申込日が、事前照会回答日から2か月以内であれば、概要検討申込みは受付されるのか。

- 概要検討の申込日ではなく、受付日が事前照会回答日から2か月を経過していないことが条件となります。なお、提出書類に必要事項が記載されていること及び検討料が入金されていることの確認をもって受付となりますので、余裕を持った申込みをお願いします。

4-2. 事前照会回答で提示された増強工事とは異なる規模での工事を希望したいが、希望を踏まえた概要検討を実施してもらえるか。

- 事前照会回答で提示した増強工事の規模について、混雑緩和希望者の要望を踏まえて変更して概要検討を実施することはありません。混雑緩和プロセスでは、一般送配電事業者及び配電事業者が検討した複数案の中から、費用便益評価(B/C)がより高い増強規模を選定することが基本となります。
- なお、増強区間に関しては、事前照会回答において提示された増強区間(概要検討に申込可能な区間)が複数ある場合は、混雑緩和希望者が希望する区間を選択して概要検討申込みを行うことができます。一般送配電事業者及び配電事業者は混雑緩和希望者が希望した増強区間に対して概要検討を実施します。

## 5. 概要検討の回答

5-1. 概要検討では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。

- 一般送配電事業者及び配電事業者が検討した複数案の中から、費用便益評価(B/C)を基に選定した増強規模を前提に工事費を算定します。
- 工事費負担金は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき算定します。追加混雑緩和希望者を募る前であるため、概要検討申込を行った混雑緩和希望者のみで増強工事を負担することを前提とした工事費負担金が回答されます。

## 6. 混雑緩和プロセスの開始申込み

6-1. 開始申込み日が、概要検討回答日から1か月以内であれば、開始申込みは受付されるのか。

- 開始申込みの申込日ではなく、受付日が概要検討回答日から1か月を経過していないことが条件となります。なお、提出書類に必要事項が記載されていること及び保証金(算定方法は別途、本機関のウェブサイトにおいて公表しています。)が入金されていることの確認をもって受付することが原則となりますので、余裕を持った申込みをお願いします。

6-2. 概要検討回答書で提示される工事費負担金を負担する意思がなければ、開始申込みは行えないのか。

- 開始申込み時に、追加混雑緩和希望者の募集手続きの省略の可否(募集の有無)を申告していただきます。募集手続きを省略する旨を申告された場合は、概要検討回答書で提示した工事費負担金が負担可能であるものとして取扱い、当該工事費負担金に係る保証金をお支払いいただきます。
- 募集手続きを実施する場合は、開始申込時に負担可能上限額を申告いただき、当該負担可能上限額に係る保証金をお支払いいただきます。

6-3. 追加混雑緩和希望者の募集手続きを省略する場合、混雑緩和プロセスの期間はどの程度短縮されるのか。

- 追加混雑緩和希望者の募集期間(2か月程度)と、募集結果通知及び工事費負担金補償契約締結に要する期間(2か月)、合計4か月程度の手続きが省略されます。

#### 6-4. 負担可能上限額はどのような額を記載すればよいのか。

- 負担可能上限額とは、個々の混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなった場合でも、プロセスを円滑に進めるため、当該混雑緩和プロセスにおいて混雑緩和希望者等が負担し得る金額を、あらかじめ申告いただくものとなります。
- 混雑緩和希望者等は、辞退者の発生（他の混雑緩和希望者等が辞退した又は辞退扱いとなった）等により自らの工事費負担金が増加した場合であっても、負担可能上限額以内であればお支払いいただくこととなります。他方、工事費負担金が増加し負担可能上限額を超過する場合には、辞退扱いとなります。
- よって、負担可能上限額には、事業性等に鑑みて、当該混雑緩和プロセスにおいて支払いの責任を負うことができる上限の金額を記載ください。
- なお、申告いただく負担可能上限額には最低値が設定されており、最低値以上を申告する必要があります。

#### 6-5. 負担可能上限額は変更できるのか。

- 負担可能上限額は変更できません。

## 7. 追加混雑緩和希望者の募集

7-1. 概要検討結果に関する情報の提供に関して、希望する場合は依頼できることとなっているが、依頼を省略しても応募はできるのか。

- 概要検討結果に関する情報の提供に関する手続きは任意の手続きとなるため、本手続きを省略しても混雑緩和プロセスへの応募は可能です。

7-2. 発電地点が公表されている募集エリアに入っていれば、応募できるのか。

- 公表される募集エリアに発電地点が入っている場合であっても、連系先の送電系統が混雑緩和プロセスの増強対象区間と異なる場合もあります。連系先の送電系統をご確認ください。

7-3. 応募の申込日が、公表された募集締切日以内であれば、応募は受付されるのか。

- 応募の申込日ではなく、受付日が公表された締切日以内であることが条件となります。なお、提出書類に必要事項が記載されていること及び保証金が入金されていることの確認をもって受付することが原則となりますので、余裕を持った申込み(応募)をお願いします。

7-4. 負担可能上限額はどのような額を記載すればよいのか。

- 【Q 6-4. 】と同様

7-5. 負担可能上限額は変更できるのか。

- 【Q 6-5. 】と同様。

## 8. 募集結果の通知及び工事費負担金補償契約の締結

### 8-1. 募集結果の通知では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。

- 一般送配電事業者及び配電事業者が概要検討において選定した増強規模（検討した複数案の中から、費用便益評価（B/C）を基に選定した増強規模）を前提に工事費を算定します。
- 工事費負担金は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき算定します。共用する設備については、当該設備を共用する混雑緩和希望者等の最大受電電力比による按分により、受益に応じた負担額を算定します。
- 工事費負担金が、それぞれの混雑緩和希望者等が申告した負担可能上限額以下となるか確認します。工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとし、当該混雑緩和希望者等以外の工事費負担金を再算定し、再度、それぞれの混雑緩和希望者等（辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く）が申告した負担可能上限額以下となるか確認します。最終的に、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となるまで確認を繰り返し行い、工事費負担金を確定し、回答します（募集結果を通知します。）。辞退扱いとなった混雑緩和希望者等へは辞退扱いの通知を行います。
- なお、確認を繰り返し行った結果、全ての混雑緩和希望者が辞退扱いとなる場合は、全ての混雑緩和希望者等へ辞退扱いの通知を行います。

### 8-2. 募集結果の通知において、「工事費負担金算定結果」ではなく「辞退扱通知」を受けたが、どういう扱いなのか。

- 工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過したことにより辞退扱いとなったことをお知らせするものになります。負担可能上限額は変更（増額）できません。
- 全ての混雑緩和希望者等が辞退扱いとなる場合は、全ての混雑緩和希望者へその旨を通知し、混雑緩和プロセスは不成立で完了となります。

**8－3. 募集結果の通知内容を受け、申告した負担可能上限額以内の工事費負担金ではあるが、混雑緩和プロセスから辞退したい。どうすればよいか。**

- 辞退される場合は、連系先となる一般送配電事業者又は配電事業者に対し、辞退書を提出してください。募集結果通知における工事費負担金が、混雑緩和希望者等が申告した負担可能上限額以下の場合で、混雑緩和希望者等が辞退するときは、当該混雑緩和希望者等が支払った保証金は没収されます。

**8－4. 募集結果の通知日から1か月以内に工事費負担金補償契約を締結しなかった場合はどうなるのか。**

- 募集結果の通知日から1か月以内に工事費負担金補償契約を締結しなかった場合、混雑緩和希望者は辞退扱いとなり、当該混雑緩和希望者等が支払った保証金は没収されます。

## 9. 混雑緩和プロセスにおける契約申込みに対する回答（詳細検討の回答）

9-1. 詳細検討期間が「合意した期間」となり、原則6か月以内とならないのは、どのような場合か。

- 詳細検討の回答期限は原則6か月以内となりますが、現地調査の実施等で6か月以上の期間を要する場合（原則の6か月以内とならない場合）において、「混雑緩和希望者と合意した期間」の調整を実施し、詳細検討の回答予定日を決定します。

9-2. 詳細検討では、どのような条件で工事費負担金が回答されるのか。

- 一般送配電事業者及び配電事業者が概要検討において選定した増強規模（検討した複数案の中から、費用便益評価（B/C）を基に選定した増強規模）を前提に工事費を算定します。また、混雑緩和希望者等の連系点を考慮の上、増強対象区間において増強範囲の縮小可否を検討します。
- 工事費負担金は、費用負担ガイドライン及び一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき算定します。

（追加混雑緩和希望者の募集を実施する場合）

- 募集を実施する場合、共用する設備については、当該設備を共用する混雑緩和希望者等の最大受電電力比による按分により、受益に応じた負担額を算定します。なお、募集結果通知以降に辞退した混雑緩和希望者等が発生した場合や、工事費負担金補償契約を締結せずに辞退扱いとなった混雑緩和希望者等が発生した場合は、辞退又は辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除いて工事費負担金を算定します。
- 工事費負担金が、それぞれの混雑緩和希望者等が申告した負担可能上限額以下となるか確認します。工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合は、当該混雑緩和希望者等を辞退扱いとし、当該混雑緩和希望者等以外の工事費負担金を再算定し、再度、それぞれの混雑緩和希望者等（辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く）が申告した負担可能上限額以下となるか確認します。最終的に、辞退扱いとなった混雑緩和希望者等を除く全ての混雑緩和希望者等が工事費負担金を負担可能となるまで確認を繰り返し行い、工事費負担金を確定し、回答します（募集結果を通知します。）。辞退扱いとなった混雑緩和希望者等へは辞退扱いの通知を行います。
- なお、確認を繰り返し行った結果、全ての混雑緩和希望者が辞退扱いとなる場合は、全ての混雑緩和希望者等へ辞退扱いの通知を行います。

### 9-3. 詳細検討で工事範囲が縮小されるのは、どのようなケースか。

- 詳細検討において混雑緩和希望者等の連系点を考慮の上、増強対象区間において増強範囲の縮小可否を検討します。例えば、増強範囲が送電線の場合で、混雑緩和希望者等の連系点を考慮の上で増強範囲を縮小したとしても、範囲縮小による追加的な工事が生じない等、効率的な設備形成を毀損しないことが明らかな場合、増強範囲を縮小することがあります。

### 9-4. 詳細検討の結果、所要工期が長期化する場合の具体的な手続きについて知りたい。

- 募集手続きを実施する場合で、詳細検討の結果、概要検討回答書よりも所要工期が長期化する場合、詳細検討回答を行う前に、詳細検討の結果を混雑緩和希望者等に事前に提示するとともに、長期化を理由とした辞退の受付期間を設けます。  
詳細については、混雑緩和プロセスの手続等をご確認ください。

## 10. 工事費負担金契約

### 10-1. 工事費負担金が高額になった場合、分割払いはできるのか。

- 工事費負担金は原則として一括払いとなります。ただし、工事が長期にわたる場合には、工事費負担金を一括して支払うことは混雑緩和希望者等の負担が大きくなることから、送配電等業務指針第103条第3項に準じて、工事設計・発注などの工程ごとの切り分けを検討の上、工事工程単位での分割払いが可能となる場合があります。工事費負担金の分割払いを希望される場合は、一般送配電事業者又は配電事業者にお問い合わせください。

(参考)送配電等業務指針第 103 条第 3 項に基づき「工事費負担金の支払い条件の変更に応じる場合」の考え方について

[https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/181214\\_koujifutankin\\_kangaekata.html](https://www.occto.or.jp/access/oshirase/2018/181214_koujifutankin_kangaekata.html)

## 11. 混雑緩和プロセスの成否と完了

### 11-1. 混雑緩和プロセスが完了した場合、再度のプロセス提起はできるのか。

- 混雑緩和プロセスが完了(成立又は不成立)となった場合、完了した混雑緩和プロセスの増強対象区間と同一区間においては、当分の間は混雑緩和希望者からの各申込み(事前照会、概要検討及び開始申込み)を受け付けません。
- ただし、追加混雑緩和希望者の募集を省略の上で不成立となった混雑緩和プロセスの増強対象区間と同一区間においては、不成立となった混雑緩和プロセスの開始申込者以外の混雑緩和希望者からの各申込みは受け付けます。不成立となった混雑緩和プロセスの開始申込者からの各申込みは、当分の間は受け付けません。
- 詳細については、混雑緩和プロセスの手続等の別紙3「他の混雑緩和プロセスの影響により申込を受け付けられない場合」をご確認ください。

## 12. その他

### (12. 1 混雑緩和プロセスの中止について)

#### 12-1. どのような場合、混雑緩和プロセスは中止になるのか。

- 次のいずれかに該当する場合、混雑緩和プロセスが中止になることがあります。
  - ① 混雑緩和プロセス開始後に生じた、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった場合
  - ② 混雑緩和プロセス開始後に生じた、電気の需給状況の極めて大幅な変動によって、経済合理性等の観点から混雑緩和プロセス以外による系統増強を行うことが合理的となった場合

### (12. 1 混雑緩和プロセスの中止について)

#### 12-2. 混雑緩和プロセスの中止は誰が判断するのか。

- 一般送配電事業者及び配電事業者が判断する場合と、本機関が要請する場合があります。
- 本機関は混雑緩和プロセスの状況を適宜確認しており、必要に応じて混雑緩和プロセスの中止を要請することがあります。

### (12. 2 混雑緩和プロセス実施中の系統アクセス業務について)

#### 12-3. 電源接続案件一括検討プロセスのように、混雑緩和プロセスが完了するまでは、全ての系統アクセス業務は止まってしまうのか。

- 混雑緩和プロセスが開始された場合であっても、新規電源の系統アクセス関係の申込み（事前相談申込み、接続検討申込み及び契約申込み）によって混雑緩和プロセス自体の検討内容に影響を与えるものは限定的であることから、系統連系希望者からの系統アクセス関係の申込みは原則受け付け可能となります。
- 詳細については、混雑緩和プロセスの手続等をご確認ください。

**(12. 3 辞退の手続きについて)**

**12-4. 混雑緩和プロセスに参加後、途中で辞退することは可能か。辞退する場合、違約金等は発生するか。**

- 混雑緩和プロセスの開始以降、途中での辞退は可能ですが、辞退のタイミングや理由により保証金等の取扱いが異なりますので、詳細については、混雑緩和プロセスの手続等をご確認ください。
- また、一般送配電事業者又は配電事業者との契約に基づく支払義務等が発生する場合があります。詳細については一般送配電事業者又は配電事業者にお問い合わせください。

**(12. 4 工事完了後の工事費負担金及び補償金の精算について)**

**12-5. 工事費負担金契約に基づき支払った工事費負担金は、工事完了後に実績との差額を精算することになっているが、どのくらい差額が生じるのか。**

- 調査測量、用地交渉等に伴い、工事費負担金契約時の工事費負担金と工事完了後の工事費負担金に差異が生じる場合があります。詳細は一般送配電事業者又は配電事業者にお問い合わせください。

**(12. 4 工事完了後の工事費負担金及び補償金の精算について)**

**12-6. 混雑緩和プロセスで増強した設備に系統連系希望者が現れた場合、工事費負担金は精算されるのか。**

- 混雑緩和プロセスで施設する設備の使用開始後3年経過するまでの間に新規利用事業者があった場合に、一般送配電事業者及び配電事業者の託送供給等約款に基づき、差額が精算されることがあります。詳細については一般送配電事業者又は配電事業者にお問い合わせください。

以 上